

12-33

総学庶第487号
昭和60年5月28日

日本学術會議會長
塚田裕三

大学レベルでの発展途上国との学術交流の改善
について（勧告）

標記について、日本学術會議第97回総会の議決に基づき、
下記のとおり勧告します。

記

大学レベルでの発展途上国との学術交流を可能にし、また、
促進するため、国として次のような新しい施策を講ずること
を勧告する。

- (1) 発展途上国との大学間学術交流のための予算費目を国立
大学に新たに設けること。
- (2) 発展途上国との大学間学術交流促進のための施策を公・
私立大学に対しても講ずること。
- (3) 「国際学術協力基金」（仮称）設立の可能性を検討する
こと。

（別添 勧告に対する説明）

本信送付先

内閣総理大臣
外務大臣
大蔵大臣
文部大臣
総務庁長官

本信写送付先

国際協力事業団総裁
海外経済協力基金総裁
国際交流基金理事長
日本学術振興会会長
日本私学振興財団理事長
国立大学協会会長
公立大学協会会長
日本私立大学連盟会長
日本私立大学協会会長
私立大学懇話会会長
国立短期大学協会会長
全国公立短期大学協会会長
日本私立短期大学協会会長
国立高等専門学校協会会長
各国公私立大学学長

説 明

本会議は、第91回総会の議に基づき、「発展途上国との学術協力について」を政府に要望した。この要望の中で、大学レベルでの学術協力についても次の点を指摘した。「現在、大学の国際化が強く要請されているにもかかわらず、各大学、殊に国立大学では、国際学術交流を推進すべき体制が貧弱である。日本学術振興会の事業のほかに、文部省は、各大学が発展途上国との学術協力を独自に推進できるよう援助すべきである。」

この点の緊急性は、現在ますます顕在化していると考えられるので、改めて強く政府にその実現を要請するものである。

学術の交流は、先進国・発展途上国の区別なく推進されてこそ、内外の学術の多面的な発展に寄与し得るものである。しかし、発展途上国との学術交流には、特段の努力が必要なことも周知のことである。教育の面を含めて発展途上国の学術の発展に我が国研究者が協力するという要素が大きく、また、国際的要望に応ずるという側面もあるからである。

この場合、我が国の大学あるいは学部、附置研究所等が一定の計画性をもって発展途上国の大学（附置研究機関を含む。以下同じ。）に協力する形をとることは効果的な方法の一つと考えられる。後述するように、近時、発展途上国の大学では大学間ベースによる交流を望む声が高まっており、日本の大学の側でもそれに応ずる空気が盛り上がりつつある。しかし一般に我が国の大学には、大学として自主的に対外交流を進めるための体制がない。殊に国立大学には、大学自体の計画のもとに国際学術交流・協力を進める体制が制度的にも財政的にも確立されていない。私立大学には、自主的交流推進のための制度的制約はないが、交流のための十分な財政基盤があるとはいえないのが実状である。

大学間国際交流のための施策は、我が国の学術政策にほとんど欠落した部分である。従来の施策の大部分は個人研究者ベースの交流に向けられていた。例えば、文部省の在外研究員制度及び国際研究集会への派遣は、大学所属のスタッフが個人と

して申し込むものである。申し込みに基づき所属機関の長が一括して申請するものではあるが、大学は全く受動的であり、教官等が個人として対象となっているものである。また、日本学術振興会は、ほとんど国の予算によって運営されている特殊法人であるが、同会が実施している研究者の長期、短期の派遣及び招へいもすべて個人が申請者となっている。しかもその採択率が極めて低いことから、個人ベースといつても研究者の側は受動的な姿勢にならざるを得ない。

個人研究者ベースの交流の場合は、いきおい対先進国交流が中心となりがちである。この点に着目して、日本学術振興会はA S E A Nの諸大学と拠点大学方式による交流を推進して成果を上げつつあり、これは発展途上国との学術交流面での大きな前進と評価し得るものである。しかし、この事業は極めて限定されたものであり、またこれも本質的には個人研究者ベースの交流である。

個人研究者ベースの国際学術交流も一層振興さるべきはもとよりであるが、我が国の大学の国際化推進のためには、機関としての大学を主体にした大学間交流の促進がぜひとも必要である。特に発展途上国との学術交流を拡大し、その学術・研究水準の向上に寄与するためには、大学間レベルの交流・協力という形式を推進することが不可欠である。欧米諸国の有力な大学が、発展途上国の大との大学間レベルでの学術協力に大きな力を注いでいることは周知のとおりである。

我が国の国立大学にも国際交流のための費用が全く配分されていないわけではない。文部省予算に「国際交流計画事業費」という費目が存在する。しかし、この枠からまとまった予算を受け取っているのは筑波大学のみである。たとえば昭和59年度の同事業費の枠から、筑波大学には約1,100万円の予算が認められている。これによって、同大学では、大学独自の計画による教官の派遣、有能な研究者の招へいを行うとともに、「特別プロジェクト研究組織」の実施のための研究者の招へいを行っている。予算は多額ではないし、本勧告の趣旨とは異なる性格のものではあるが、同大学はこれを有効に利用することによって大学レベルの国際交流・協力に大きな成果を上げている。これは新しい施策の有効性を強く示唆するものと考え

られる。

本会議は、前記第91回総会の議に基づく「発展途上国との学術協力について」（要望）提出後、二国間交流事業を推進し、昭和58年度にマレーシア、昭和59年度にインドネシアへの代表団派遣を実施した。その際マレーシアのペナン理科大学で、「日本の大学との交流を希望しているが日本側にその体制がないので進展しない」との代表団への訴えがあった。また、インドネシアのスリビジャヤ大学では広島大学に対して具体的な交流計画の提示がなされた。以上は単に例示にすぎないが、発展途上国の側での要望が強いにもかかわらず、日本の大学ではこれらへの対応が極めて困難であるのが実状であり、改善の必要が痛感される。

本会議は引き続きこの問題の検討を行ってきたが、その一端として全国の国公私立大学へのアンケート調査を行い、大学レベルの国際学術交流の状況を把握した。これによても、国際学術交流に対する各大学の意欲は、対先進国、対発展途上国ともに極めて強いということが明確になった。また国際学術交流のための各大学独自の努力の状況も明らかになった。各大学の自主的努力は尊重されるべきであるが発展途上国に対する協力の観点を含めて、この努力を補う施策の実施が緊急に要請されている。

施策の内容

（1） 国立大学の予算制度のなかに発展途上国との大学間学術交流のための費目を設けることが早急に必要である。この新設により、現在発展途上国の大学との自主的な学術交流・協力がほとんど不可能に近いという国立大学の現状が打破され、発展途上国との学術交流飛躍への大きな一步がつくられる。

国立大学は、発展途上国の大学を対象とする二国間あるいは多国間の大学レベルの、5年程度の国際学術協力プロジェクトを企画し、国に申請する。国はこれを適切に審査のうえ、予算を配分する。

国際学術協力プロジェクトの内容は、研究者の派遣及び受け入れ、共同プロジェクト研究、セミナー等の開催、情報・資料の交換、大学及び附置研究

所の施設利用、その他とし、弾力性のあるものとする。

交流の主体は、大学、学部、附置研究所等大学関係の機関とするが、申請の主体は大学とする。

この制度は、大学の自主性を尊重し、国立大学における交流実施についての、自由度を高めるように運用されるとともに、対応する事務体制の充実が図られなければならない。

- (2) 公・私立大学の場合には、国立大学と事情が異なり、自主的な大学間交流推進のための制度的な障害はより少ない。しかし(1)に準ずる施策を公・私立大学に対しても講ずることは、我が国と発展途上国との学術交流の拡大のために有効である。
- (3) 本会議は、当面、一刻も早く新しい施策が実施され、大学レベルでの発展途上国との交流・協力が促進されることを強く期待する。それゆえ、施策推進のシステムそれ自体については現在深くこだわらない。とりあえず、上記(1)、(2)の内容の実現を強く要請するものである。

しかし、より基本的には、この施策の対象である国際協力プロジェクトがケースごとに審査されるものであり、また国公私立大学を通じて一元的に行われることが望ましいものもあるため、施策推進機関として、全額国費によって賄われる「国際学術協力基金」のようなある程度独立した性格をもつ機関が設置され、それに審査のための委員会が附置されるのが理想的であると考える。この場合、委員会は研究者によって構成され、公正な判断が期待されるよう配慮すべきことはもちろんである。本会議は、政府がこのような「基金」の設置を真剣に検討されるよう強く期待する。

このような基金が設置される場合には、発展途上国との大学間学術協力実施に関連して必要となる研究資材の供与等も同時に行えるよう措置されることを強く要請する。

なお、日本学術振興会の機能を大幅に拡大して、ここにいう「基金」の機

能を組み入れるという可能性も検討の対象になり得ると考えられる。ただし、その場合にも、同会を通じる国際交流では資材の供与が不可能という現状は、ぜひとも改められなければならない。

日本学術振興会とは別に新しい「基金」が設立された場合にも、同会の国際交流事業がますます拡充されるべきは言うまでもない。

以上の新施策が実施されることにより、各大学の自主的取り組みを強め、我が国の学術交流をより広い範囲と多様な形態に拡充しうるものと確信する。近隣アジア諸国に対する我が国の経済・技術協力は巨大な規模に達しているが、学術交流・協力の面では欧米諸国に対比して誠にとるにたりない位置を占めるにすぎない。このような現状の打開と、我が国大学の国際化の進展が、現在痛切に要請されているのである。